

議事日程(第4号)

平成28年9月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第45号 平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第1号 平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第2号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 平成27年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第47号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第50号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第51号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第52号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第53号 平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第54号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第45号 平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第1号 平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第2号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 平成27年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第47号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第50号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第51号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第52号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第54号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員（16名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 池田 堯君 | 2番 水町 茂君 |
| 3番 山本 隆俊君 | 5番 津曲 牧子君 |
| 6番 岩村 道章君 | 7番 岩崎 信や君 |
| 8番 青木 善明君 | 10番 柏木 忠典君 |

11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	緒方 直樹君	18番	永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	田中 義基君	事務局長補佐	岩佐 康司君
議事調査係長	矢野 由香君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		森 弘道君	
政策推進課長	三嶋 俊宏君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	鳥井 和昭君	産業振興課長	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	野中 康弘君	町民生活課長	杉 英樹君
健康保険課長	徳永 恵子君	福祉課長	河野 辰己君
税務課長	川野 和成君	上下水道課長	吉田 聖彦君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。

只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第45号

日程第2. 認定第1号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第 8. 認定第 7 号

日程第 9. 認定第 8 号

日程第 10. 認定第 9 号

日程第 11. 議案第 46 号

日程第 12. 議案第 47 号

日程第 13. 議案第 48 号

日程第 14. 議案第 49 号

日程第 15. 議案第 50 号

日程第 16. 議案第 51 号

日程第 17. 議案第 52 号

日程第 18. 議案第 53 号

日程第 19. 議案第 54 号

○議長（永友 良和） 日程第 1、議案第 45 号平成 27 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 19、議案第 54 号平成 28 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）まで以上、19 件を一括議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 45 号平成 27 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。質疑はありませんか。12 番、中村末子議員。

○12 番（中村 末子君） 減債基金のみの積み立てでいいののかどうかってことを、お伺いしたいと思います。

これから、浄水場などへの投資も考えられると思うのですが、それに対する備えとしての積み立てはできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 未処分利益剰余金を減債積立金に積み立てることにつきましては、起債の償還に備えるためのものでございます。浄水場などへの投資も今後必要になることは想定しておりますが、浄水場の改良については、現在、内容及び時期を検討しているところでありまして、今後、国などの補助等を模索しながら、効率的な資金運用を行ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第 1 号平成 27 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。12 番、中村末子議員。

○12 番（中村 末子君） 幾つかありますので、ちょっとゆっくり読ませていただきたいと思います。

歳入を見ると、経常収支比率は 70%前後がよいと、監査委員の意見書にございますけ

れども、改善できない理由は何かお示し願いたいと思います。

財政力指数も平成22年度と比較して、減少傾向のようですが、その要因は何かお伺いします。

公債費比率は、計画的な事業の展開ができてきているのか。もしくは、国の政策を当てはめ、それに付随する事業展開が進んでいるのか、減少していることは望ましいが、その一方で、公共事業などが少ないと言われているが、事業展開についての成果はどうだったのか、お伺いします。

款別歳入で見ると、国県支出金が大きく予算比較で減少しております。その原因は何かお伺いしたいと思います。これは事業終了、継続であるか、減額などについては、答弁をしていただきたいと思います。

歳入で見ると、ふるさと納税での歳入が多くなっていると考えますが、そのうち何%が実質収入財源と見られるのかお伺いします。

税徴収に関しては、さまざまな取り組みの効果は出ているものの、100%徴収には届きません。したがって、残りは努力すれば徴収率は上げられるのか、難しい状況なのか、どうすればいいのか、検討がなされてきたのか、その成果はどうだったのかお伺いします。

また、保育料について言えば、納めたくても納められないの、実態調査はどうなっているのか。このまま放置すれば不納欠損としてふやしていくのか、滞納繰越に利息を掛けておりますが、実態は不納欠損とするほうがよいのではないかと、そうであれば最初から利息などをとらず、実質分のみを徴収するほうがより明確な方向であると考えますが、保育料についての収納及び不納欠損に対する処置の仕方はどうしてきたのかお伺いします。

同じく、住宅使用料についても伺えますが、保証人が支払ったという事例はないのか、また、支払相談については、保証人も入れた中で行われてきたのかお伺いします。

これを聞く理由は、補正予算などで新たに駐車場をつくる計画があります。払えない人は駐車場代金もわずかであっても払えないと考えておりますので、答弁をよろしくお伺いしたいと思います。

歳出で見ると、決算の成果報告書を見る限り、町長が子どもがにぎわうまちづくりなど、平成27年度の施政方針にのっとったまちづくりに、どれだけの成果が見られたのか検証したところでは、

例えば、一時預かりや放課後対策事業などは、積極的に利用されているように見えますが、発達に問題を抱える児童などへの適正支援策などは、利用者も少ないように見えますし、町からの積極的な働きかけがあったのか疑問です。発達に問題を抱えているかどうかを、早期に発見し、保護者がその問題を真正面から受けとめ、支援体制が十分であることを伝え、安心して子育てできる環境づくりが整えてこそ、将来に向けて地道でも結果の出る支援策だと私は考えます。

どのような働きかけを行い、手を尽くしてきたのかプロセスをお伺いしたい。

また、ひとり親家庭がふえたことで、生活に追われ将来を考えた生活設計に対するアド

バイス対策も恐らく届いていない実態が数字の中で見えます。例えば、放課後児童クラブ関係では、6年生まで枠の拡大を図っても、スポーツ少年団等でとにかく子どもを預けられるところとしての考え方が、成果報告で見受けられます。

そこで、お伺いしたいのは、放課後児童クラブなどでは定期的に親の会などと話し合いを行い、子育てに関しての別の視点からの意見などの集約はなかったのかお伺いします。

また、国は、子育て支援策として、児童手当を所得制限は設けたものの高鍋町でも3億2,468万円が支給されました。その成果報告ではわずか2行で報告されております。

私はその後が知りたい。児童手当を何に使ったのか。子どもの将来のために預金されたのか、それとも生活費で消えたのか、非常にわかりにくいと思います。3億円あれば、あれもこれもできると考えておりましたので、いかがでしょうか。

また、まち・ひと・しごと、いわゆる総合戦略に関して定住促進など、課をまたいで検討すべき課題があったと考えますが、具現化に対しどのような対策がとられてきたのか。施設の老朽化に関して、特に教育委員会があります。別館福祉を備えた文化ホールなど、長寿命化計画があらゆる分野で出ていると思いますが、計画は練られたのかお伺いします。

その結果はどのようになり、これから改善を含め、どのようにしていくのか計画はできたのかどうかお伺いします。

補助金については、見直しなどを含め21件、約6,000万円の減額でしたが、この中には、終了したのものもあれば、継続していく必要があるが利用実態などを考えたとき、減額というのもあったでしょうが、実際にはどのような内容でしょうか。詳細は常任委員会で聞きますので、ここでは方針的に変更したことや、利用実態についてお答え願えればと思っております。予備費の利用が監査意見ではやむを得ないとありましたが、条例などと照らしてはどうだったのか。また、この問題は常任委員会で審査があると考えますので、やむを得ないと判断した内容説明を求めます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課関係の質疑についてお答えをいたします。

まず、経常収支比率についてでございますが、平成27年度決算における経常収支比率は、86.5%で前年度より2.1%改善しておりますが、近年の傾向といたしまして義務的経費である扶助費や特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金などの補助費等の支払わなければならない経費の支出が伸びてきているため、改善が進んでない状況でございます。

次に、財政力指数の減少傾向の要因ということでございますが、国内における景気回復の恩恵が地方に波及していない中で、本町におきましても財政運営の根幹をなす税収の伸びがない上に、少子高齢化による扶助費が年々増加していることなどが要因となっております。

次に、公債比率についてでございますが、平成27年度決算における公債費率は5.6%で、前年度より0.3%下がっております。近年は公債費が減少し、地方交付税は

増額しているということから、指標は減少傾向となっております。

次に、国県支出金の減少の要因についてでございますが、主なものを申し上げますと、国庫支出金につきましては、現年発生補助、災害復旧事業費負担金、防災行政無線放送整備事業費補助金がいずれも事業終了による減額でありまして、臨時福祉給付措置事業補助金は、給付額の変更による減額でございます。

県支出金につきましては、森林整備加速化林業再生事業費補助金及び公共施設再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金がいずれも事業の終了により減額となっております。

次に、ふるさと納税につきましてですが、寄附金額から返礼品代等の諸経費を差し引きますと、おおむね60%程度が実質的な収入財源となっております。

次に、移住定住の促進についてでございますが、平成27年度におきましては、情報発信やPR等に取り組んだところでございます。

また、移住定住に関しましては、住宅や就労、子育てなど、多様なニーズへの対応が求められることから、政策推進課に総合的な相談窓口を設けたことによって、移住希望者が求める情報に対し、各課が担当する事業や制度等をスムーズに提供することが可能となったものと考えております。

次に、施設の老朽化に関する改善の計画についてでございますが、町が所有する公共施設等全体に関する管理のあり方について、定めた公共施設等総合管理計画を平成28年度中に策定することにしておりまして、現在、作業を進めているところでございます。

次に、減額・終了した補助金についてでございますが、減額となった補助金のほとんどが国県の補助事業終了や制度の変更及び補助実績に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 町税の徴収率に関してでございます。税法の適用にあたっては、法に基づき課税徴収を行う租税法律主義と担税力の公平な負担を分配する公平負担の原則と、こういう理念をもって成り立っております。そのため、町としましては、常に100%徴収に近づくよう努力しているところでございます。しかしながら、納税者の事情により100%に達していないのが現状でございます。

税徴収に関しましては、滞納者との納付相談、財産等の早期調査、財産等の差し押さえ、公売、徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の執行停止など、適正な対応をとってまいりました。

また、職員には知識の向上、意識の高揚を図るため、研修等に積極的に参加するよう進めてまいりました。こうした取り組みによって、前年度以上に成果を上げることができたと考えています。

また、こうした取り組みを継続していくことが、収納率のさらなる向上につながるものと考えております。

次に、保育料の徴収に関しましてでございますが、納めたくても納められない方の実態調査につきましては、町税等の滞納情報とあわせて調査を行っており、不納欠損については、税と同様な取り扱いをしております。滞納の保育料に関する利息、いわゆる延滞金については、納期内納付の方との公平性を確保する上でも高鍋町債権管理条例の規定に基づき、徴収することとしております。

また、納付相談等の実態把握によって、離婚や離職、疾病等で収入状況が変化した場合などは、担当課の福祉課と連携しまして、高鍋町保育料減免取扱要綱に基づく減免等の対応を行っております。

次に、住宅使用料についてでございますが、保証人が納付された事例はございます。納付催告や納付相談についても、必要に応じまして保証人に対しても行ってきました。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（河野 辰己君） 福祉関係部門3点についてお答えをいたします。

まず、発達に問題を抱える児童に対する支援についてでございますが、現在、わかば保育園の独自事業として、年6回臨床心理士による定期的な児童観察を行い、支援が必要な児童の把握に努め、対象児童の保育園で支援のあり方についての助言をいただいております。

また、保護者に対しましても、子どもへの接し方など、適切な支援が行えるよう助言をお願いしているところでございます。保護者にとっては、臨床心理士から直接専門的な指導、助言をいただいているため、子どもの早期療養につながっているものと考えているところでございます。

また、町内の保育所及び認定こども園との保育士等を対象としました、保育力向上委員会におきまして、臨床心理士による講演会を行い、発達障がい児の保育のあり方など理解を深めているところでございます。

次に、放課後児童クラブにおける子育てに関する意見の集約についてでございますが、放課後児童クラブは親の就労により、授業終了後に保護者が家にいない児童を預かりまして、適切な遊びや生活の場を与え、子どもの健全な育成を図る事業でございます。一部のクラブが保護者との面談等を行っておりますが、子育てに関する意見の集約などは行っておりません。

次に、児童手当を何に使ったかとの御質問でございますが、児童手当は児童手当法によりまして、15歳未満の児童を扶養する保護者に対し支給されるもので、家庭等における生活の安定と児童の健全な育成を目的とした給付でございます。その用途につきましては、町としては把握しておりませんが、法や制度の趣旨にのっとり、子どもの健やかな成長に使われているものというふうと考えているところでございます。

なお、国におきましては、平成24年に児童手当の用途等にかかる調査を行っておりまして、それによりますと、複数回答ではございますが、一番が子どもの教育等に44.2%、

2番目に子どもの生活費に33.8%、3番目が子どもに限定しない家庭の日常生活費に29.4%となっているようでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 予備費についてでございますが、予備費につきましては、地方自治法第217条に基づきまして、歳入歳出予算に計上しております。また、予算の執行につきましては、町長の執行権の範囲内で行っております。

なお、平成27年度におきましては、高鍋東小学校給食室の冷凍機器の故障による取りかえとか、河川護岸の被災による復旧対応などに関する予算に充用しております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 何点か、私の聞き漏らしがあるかもしれませんので、そのことについては私が質疑した中で答弁で指摘をしてください。

2回目の一つは、上から私書いた順番にちょっと言います。すいません。保育料の問題です。これが本当に高鍋町で条例をつくっておりますので、この問題についてのみは、私は利息をとらなくてもいいんじゃないかと、納めていらっしゃる方とやはり分けてというか、公平性を保つためというような答弁だったと思うんですが、実は保育料に関しては、やはり町長も子どもがにぎわうまちづくりということを言っておられますので、納める意思がある方については、やっぱりそこでちゃんとすべきだと思うのがまず一つです。

もう一つは、やはりその問題について、どうしても納められない人っていうのは、先ほども答弁の中にありましたけど、やはりいろんな所得によって納められないという方もいらっしゃるわけです。それは、もう事情を勘案できるっていう状況があると思います。そのことについて条例を全て当てはめて、対応するというのが本当に望ましいことだったのかどうかということが、これは実は私はそういう保育料滞納された方からちょっと相談を受けて、この質疑をしたんです。

だから、状況的に本当に私たちの状況がわかっただけであれば、解決すれば一遍に、例えば離婚した場合、夫がちゃんと継続可能でちゃんと扶養費を払ってくれれば、ちゃんと払えるんですよね。しかし、元の夫の収入が一定していないと、そういうことで、どうしても払えなくなったということとかあって、「そういうこと言ったの」って聞いたら、「言いました」ということも言ったんですけど、やはり、それでも条例があるから、やっぱりやむを得ないのかなっていうふうに、私とお話し合いをされた後もそういうふうに言われました。私、本当に涙が出たんです。やっぱり、その方をずっと知ってる部分があったもんですから、真面目な方なんです。

だから、そういう人を見て対応するのではなく、やはり条例の中で保育料の部分については、やっぱり外していくとか、そういう形が望ましかったんじゃないかなっていうふうに思ったんです。だから、そういうことを含めて検討をされてきているのかどうかっていうのが、非常に知りたかった部分がありましたので、質疑を行いました。

これまた常任委員会でもあると思いますが、そのことについての検討は多分されてきてないんじゃないかなというふうに思いますが、保育料に対してはどうしたらいいんだろうかっていう、検討はされてきたのかどうか、再度、答弁をお願いしたいと思います。

それから、確かにこの保育の問題で年6回の臨床心理士からの指導とか、援助とか、助言とかあるのは保育園、要するに学校に上がる前の子どもまで対応されているんじゃないかなっていう気がするんです。その学校に上がった途端に、支援教室があるために学校と切り離して、やっぱり行かれるという部分がひょっとしたらあるのではないかと、それはだから例えば18歳まではこれを行っておりますとか、そういう答弁でなかったために、私もちょっとそこを再度お伺いしますが、この臨床心理士からの指導、助言というのは、幾つまで何歳まで受けることができるのか、できたのか。そして、そのことについて、やはり、親も徐々に自分の子どもに障がいがあったりとか、ちょっと問題を抱えているということが理解できなくて、学校に上がって、学校でも結局理解できないまま、自分の子どもがじゃあどうなのかっていう実態を深めていけば、恐らく対応できる問題も多々あるんじゃないかなっていうふうに思うんです。

ただ、公的な役場同士で教育委員会にこういう子が問題を抱えてますよっていう情報をやったにしても、やはり学校に行った場合には、親と学校、要するにクラスの担任とか、学校長との話し合いがあると思うんです。だから、これがちゃんとつながってるのかどうかっていうことも、知りたい部分があるんです。だから、そこについてはどうだったのかということ、再度、答弁をしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど答えていただきました。やはり、3億2,468万円も出されたということは、手続も大変だったでしょうけど、担当部署の手続も大変だったでしょうけど、確かにその後どういうふうにお金を使っていったのかというのは、聞く術もなかっただろうと思いますし、法にのっとりということで、支給するときにはちゃんと伝達はされていると思うのです。しかし、ほぼの方が、やはり、子どものために使うと言いながら、やっぱり貯蓄とかそういうものをされてきたんじゃないかなというふうに私思うんですが、やはり、3番目に家庭の事情でそこに使ってしまったという方が29.4%もあるっていうことが、やはり、子どもの貧困とあわせて親の貧困がそのままここに反映してきているような気がするんです。

だから、そういうこと考えたときに、やはり、家庭に使わざるを得ないという状況の方の生活というか、そういう実態調査をある程度していかないと、非常に私はやはり高鍋町の子どもの貧困に対して、しっかりと対応できるような町政運営がちょっとできないのかなというふうに、考えているもんですから、その辺をどういうふうに捉えていらっしゃるのか、今度はどういうふうに捉えているかということの観点でお答えを願えたらというふうに思います。

それから、これは長寿命化計画と合わせて答弁がありました予備費の充用です。これに関して、例えば、私がことし、やっぱり一気に冷房とか冷暖房機能が空調設備がだめにな

ってしまったとか、突然出てくると思うんです。でも、これは突然ではないと思うのです。だから、ことしから平成28年度中に計画をつくると、策定していくというふうに先ほど答弁があったと思うんですけれども、なぜ、もっと早い段階から対応していくような状況っていうのをつくっていかないのか。やはり、そうしていかないと、いざとまったときに対応できないじゃないですか。予備費もそうそうあるわけではありませんので、だから、予備費を充用するっていうことは理解できるんですけど、それ以上に残念なのは、やはり建物について我慢してもらうところと、我慢させてはいけないところっていうのが非常にあるのではないかなと。その辺のところの捉え方っていうのを、しっかりと、やはり、やっていかないと、長寿命化計画は本当はもっと早く計画すべきじゃなかったのかというふうに私ちょっと思ったもんですから、平成28年度中に計画を策定するというようになってくると、非常に私的に言えば遅いんじゃないかと、今、どういう調査をしようとしているのかというところもあわせて、平成27年度からあわせてどういうふうな調査を続行してきたのか。

なぜ、調査をしようという状況が生まれてきたのか、そこのところを一番根本的なところを答弁していただきたいというふうに思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 2回目の答弁ですので、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、保育料の問題ですが、保育料の問題につきましても、徴収問題につきましても、先ほど担当課長がお答えしたとおり、その制度にのっとって、現在やっておるということで、これ決算認定でございますので、考え方等については、今後、委員会とそれぞれの場で議論をしていただくことが大切じゃないかというふうに考えます。

それから、児童手当の先ほどこれも答弁したんですが、これにつきましても、当町では特別そういうのやっておらなくて、国のほうでの回答調査ということで、いろいろ調査をいたしまして、これがありましたから、きょうの場で発表したとこなんですが、内容については、やはり、これをどういうふうに使ったかという内容の調査については、この決算についてはやっておらないというが報告でございますので、御了解お願いいたします。

それから、予備費について等の考え方についても、先ほども申しましたとおり、事故で突発的なことが起こった場合は予備費で対応していかなければなりませんし、例えば計画があっても、突発的に事故が起こった場合は、例えば学校であれば生徒の学業に影響があるような場合は、予備費を使って早急にやらなければならない。

例えば、休みを利用してやるとかということもございますので、それはケースバイケースで、いわゆる長寿命化計画に立ててましても、やらなければいけない部分等が出てきますから、予備費についてはそういうことで使用しております。

以上です。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（河野 辰己君） 問題を抱える子どもの保育園から学校へのつなぎの関係でご

ざいますが、今、わかば保育園において臨床心理士による定期観察を行っている以外に、町のほうとしましては、未就学児童、特に就学前の子どもさんを中心としまして、町内の保育園、そして認定こども園を含めた要支援児童のネットワーク会議というのを組織しておりまして、小学校のコーディネーターの先生、特別支援のコーディネーターの先生、町の職員、保健師等々の専門的な職員が観察事業を行っておりまして、そういった問題を抱える子どもさんを、児童観察を保育園、幼稚園に行きながら、観察をしながらそういった子どもを把握しながら適切な形で学校のほうへつなぐことを、今、行っております。

そういう形で、そういう子どもさんを学校にスムーズに通えるような形の中で、そういった体制がつくれているというふうに考えております。

一応、年齢は就学前の一番年長さんを中心とはしておりますが、それ以外の子どもさんも一応対象とはしております。中心としましては、そういう就学前の年長さんを中心としておりますが、そういった下の子どもさんについても、一応観察の対象とはしております。

以上です。（発言する者あり）

基本的には、年長さんです。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。1番、池田議員。

○1番（池田 堯君） きのうの町長の次期町長選に出馬しないということをお聞きをしまして、あと町長に質問するのは一遍かなと思っておりますので、あえて町長に伺いたいと思います。

貸付金の問題ですけど、一ツ瀬川土地改良区に貸し付けであります貸付金の27年度の収入済額が2,850円となっております。貸付金の額が七千数百万円という中において、なぜ、27年度において2,850円だったのか。予算が1,000円予算ではありましたが、なぜ、2,850円であったのか、町長は御存じでしょうか、当然。理由は何かであったのでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 2,850円ですかね。というのは、償還された分と思っております。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前10時35分休憩

.....
午前10時36分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 今年度、一ツ瀬の土地改良事業の未償還金貸付金の返済額2,800円強ということでございますけれども、こちらにつきましては、未整合地区残っておりますけれども、その地区におきまして、新たな事業の取り組みがなされたことにより、一ツ瀬川土地改良区のほうに負担金というのが納められました。その分につきま

して、県、西都市、高鍋町、新富町、木城町、それぞれの面積按分によりまして、2,850円でしたですかね。そちらの算定がなされまして、戻ってきたものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 要するに、県営事業が行われれば、入ってくるということですよ。そこで、今度は町長にお答え願いたいと思うんですが、これ県営事業が行われない場合においては、払わなくてもいいという結果になるんじゃないかと思うのです。それは、約30年前に貸付金が発生しておりますが、今まで払われた金額が千数百万円というところであります。そうすると、これ県営事業を行わなければ永久に払わなくてもいいというように私はとれるんです。

それは、なぜかと言うと、もしかしたら貸付金が発生したときに、そういうような取り決めとか、協定とか契約とか、払わなくてもいいよというような取り決めがなされておったんではないかというふうに思うんですが、町長はそこ当たり、心当たりはございませんか。

○町長（小澤 浩一君） 今、契約はあったのかということでございますけど、私は存じておりません。私は今のところ貸付金としては、今、言われた県営事業を推進しながら、幾らかでも戻していただくというのが私の考えでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 町長が言われることは、ごもっともですが、町長も約3期12年、11年半ですね。その間において、一ツ瀬土地改良区に対して、もう少し償還をしてくださいというような要請は何回ぐらいされました。また、事業の計画を高鍋町から申し出るというようなことは、なかったんでしょうか。それを最後に伺いたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 私が直接やったということはございませんが、いろいろ一ツ瀬も問題がございました。その時折々にその理事さんたちに、ちゃんと貸付金は返せと。あんたたちの責任だぞというようなことも大分言ってまいりましたので、もう、今、亡くなった方もいらっしゃいます。今、担当課長が事務方で行ってそういう話はちょいちょいしているということでございますけど、なかなか前に進まないのが現状だと思っております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第2号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 加入世帯の減少の理由、疾病の状況把握に関して、また、そして費用負担が高いものについては、特定疾病等はならなかったのかどうか、県内での状況はどうだったのかお伺いしたいと思います。

収納率向上に関しては、努力されていると思いますが、これで限界かなと95%ちょっと超えるぐらいが限界かなと考えますが、収納相談などで特徴的な要素はどんなものがあったのかお伺いします。

税相談で私のところに夫は別の健康保険に加入しており、世帯割などで夫の収入が加算されているのはおかしいのではないかとありました。そのような相談に対して、どのような対応ができるか、また、行ってきたのかお伺いします。

現年度、重視をされておりますが、滞納繰越分に関して利息が高く悲鳴をあげておられるのではないかと考えますが、どのような対応がなされてきたのかお伺いします。収入未済額は昨年度から引き続き、1億円を下回っているんですけども、これ以上の状況はないのかどうかお伺いしたいと思います。

平成30年には、県統一となる予定なんですけど、監査委員の指摘にもあるとおり、このまま人数が減少すれば医療費の負担額が病院へ行かない世帯へも大きくのしかかることになりかねません。

平成30年までは、現在の国保税、医療費負担額について大きく変化することがない見通しはできているのかどうか。そして、最後になりますが、繰越金が多額となった理由は何か。これは毎回聞いておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課関連部分について、お答えをさせていただきます。

まず、加入世帯数減少についてでございますが、こちらにつきましては、75歳到達による後期高齢者医療への移行及び被用者保険への加入が主な理由でございます。

疾病の状況につきましては、費用額、件数とも循環器系の疾患が1位になっておりまして、これは県の全体と同じような状況でございます。また、費用負担が高額な疾病の多くは更正医療あるいは難病に指定をされておりまして、本人の負担額は軽減をされております。

次に、30年度までの国保税、医療費負担額の見通しについてでございますが、平成27年中の所得及び医療費の状況を踏まえまして、今年度、保険税率等の改正をさせていただきました。

今後の医療費の伸びにつきましては、不透明な部分もございますが、後年度における急激な税負担が生じないように考慮をいたしながら、繰越金、準備基金を活用していきたいと考えております。

最後に繰越金が多額となった理由についてでございますが、主な理由といたしまして、医療費の当初見込み額との実績額との差及び経営努力分を含む特々調の交付でございます。

以上、健康福祉課部分についてのお答えです。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 収納率向上にかかる特徴的な要素につきましては、これは町税と同様、納期内納付のための口座振替の普及促進、それから督促状送付の早目の催告、納税相談、財産等の調査、捜査、搜索、それから差し押さえ、公売等の実施によりまして、収納率の向上に努めてまいりました。その結果が平成27年度の現年度分の収納率は95.14%、滞納繰越分を含めまして85.81%という結果になりました。

今後も、さらなる向上に努めていきたいというふうに考えております。

それから、延滞金に関しまして、これは町税と同様に税負担の公平性の確保を実現するために、徴収することとしております。それから、収入未済額の減少についてでございますけど、これは納付相談や財産調査等に基づき、延滞金も含めた担税力をしっかりと見極めて、新たな滞納を発生させないための納付計画、それから差し押さえ、公売、執行停止等の滞納処分、適正に行った結果が昨年を引き続き、1億円を下回る結果になったと考えております。

それから、また、夫婦世帯で夫が別の保険に加入している場合の課税についてでございますが、国民健康保険税は世帯主課税となっております。しかしながら、国保税の所得の税率算定におきましては、別の保険に加入されている世帯主の収入を加算して算定することはございません。

しかしながら、税率の軽減判定をする際は、世帯主の所得を含めて判定するというふうにしております。こういった説明を窓口等でも行っております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第3号平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 広域連合であるために、疾病の状況がわかりにくい。これは特別委員会でも資料などを要求していきたいと思いますが、疾病の主な内容は何か、また、高額療養費となっている疾病状況は何かとお伺いしたいと思います。不納欠損について、監査委員の意見書には第4表がないためにわからないんですが、理由は何かということですか。

また、収入未済についての事由は何か、お伺いします。特別委員会でも詳細には聞きますけど、めいりん、温泉入浴券について、利用率は出ているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課部分について、お答えをさせていただきます。

疾病の状況についてでございますが、国保と同様、後期高齢者医療につきましても、循環器系の疾患が最も多くなっております。詳細を見ますと、入院では脳梗塞、外来では高血圧症の割合が高くなっております。

また、高額な医療となっております疾病につきましても、循環器系にかかる疾患でございました。

次に、めいりん温泉入浴券の利用状況でございますが、交付枚数に対する使用率は68.36%でございました。

以上です。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 不納欠損についてですが、差し押さえ財産による執行停止中の時効完成によるものでございます。それから収入未済額につきましては、所得の低収入によるというものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第4号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 毎回、毎年お伺いしているんですが、下水道のつなぎ込みは状況はどうだったんでしょうか。

また、事務ミス分については、徴収速度が鈍化することは想定内でありましたけれども、この問題は平成27年度中で何か方向性を打ち出すべきだったのではないかと私は考えておりましたが、できなかった理由については何なのかということ。平成8年度からの供用開始であり、浄化センターを含む管などの劣化が心配されるんですけども、長寿命化政策で解決できるのかどうか。また、この問題は使用料への変更は想定されるのか、その問題については特化して協議されてきたのかお伺いします。

水道事業会計と違い、財源確保が難しいために一般会計からの持ち出しで補っているが、これはいつも申し上げているんですが、世帯数、人数からすると国民健康保険会計から考えると、はてなと考えるところ。借金したら自分の懐から返すのが一般社会では当たり前です。しかし、高鍋町だけではこれはありませんけど、ある意味公共事業を推し進めるためには、必要なことかもしれませんけど、とにかく一般会計からの持ち出しは、その分、下水道事業の恩恵を受けていない世帯にまで負担をかける上に、合併浄化槽設置世帯では、年間維持管理費はみずからが負担しています。

おまけに法改正で定期的に管理をしているにもかかわらず別途支払いをしている状況です。一般会計からの持ち出しについては、どのような方針で進めてこられたのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 下水道へのつなぎ込みにつきましては、平成27年度は64件の82世帯ございました。未請求分につきましては、平成27年度も同様に徴収努力をしまいたところでございます。方向性につきましては、今年度、関係課を含めて検討してまいりたいと考えております。

浄化センターをむ管などの長寿命化政策についてでございますが、下水道の管路の耐用年数は約50年というふうになっております。現在のところ、料金改定特化の検討はいたしておりませんが、今後、管路の老朽化、破損等の調査につきまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、一般会計からの下水道事業への繰入についてでございますが、下水道事業については、長寿命化を図りながら支出を抑えることや、水洗化率を向上させることによりまして、一般会計からの繰入金を抑えていきたいと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第5号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） また、特別委員会がありますので、そこで詳細にはお伺いしたいと思います。3町の動向は多分、調査をされていると思いますが、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 介護認定審査会を共同で設置している3町の認定審査件数の動向でございますが、26年度と比較をいたしますと、高鍋町は23件増の895件、新富町は58件増の705件、木城町は5件増の325件ございました。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第6号平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認知症や介護予防など、住民へ周知徹底するための地域との連携事業は効果が出てきたのかお伺いします。

不用額については、予定していた企画実施が困難だったのか。それとも、見直しなどを通して有効活用してきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 認知症を住民へ周知するための取り組みといたしまして、平成27年度に蚊口地区の連協婦人部が認知症サポーター養成講座を受講された後、今年度、認知症の方が行方不明になった場合の声かけ訓練を実施する運びとなっております。

少しずつではございますが、地域との連携が図られてきていると考えております。

また、介護予防事業におきましても、現在、推進しております、いきいき百歳体操が昨年度は正ヶ井手地区のみでございましたが、現在は、下屋敷地区でも取り組んでいただいているほか、実施を検討していただいている地区もございまして、徐々に普及が進んでいるものと考えております。

また、不用額につきましては、企画実施が困難だったというのではなく、計画策定時に想定をいたしました給付費の伸びが抑制されたことによるものでございまして、高齢者の皆様が元気でお過ごしいただいているためと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第7号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 確保している水利権です。これで不足は生じていないのかどうか。生じてこなかったのかということです。本管整備等での負担について、年何回の協議を行ってきたのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） お答えいたします。

一ツ瀬川雑用水管理事業の水利権につきましては、取水量は最大5,800立方メートルとなっております。検針に基づく使用水量の集計を毎月行っております。その報告につきましては、九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所と児湯農林振興局及び許可権者であります宮崎県河川課にその報告を行っております。許可水利権内での使用量となっております。現時点におきましては、使用量の不足というものは生じておりません。

本管整備等の負担についての協議でございますけれども、予算編成時と年間使用水量確定時の年2回、一ツ瀬川土地改良区と協議しておりますが、現在のところ負担、区分その辺の見直しとか、そういった協議を議題としては上がってきておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第8号平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第9号平成27年度高鍋町水道事業会計決算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 監査委員の意見書の中で、給水人口減などもあり、厳しい経営状況にあると前置きされ、業務のさらなる効率化をと意見が付されております。これ以上の効率化が図れる見通しがあったのかどうか、あるのか、ないのかお答え願いたいと思います。

これまで、水道事業については、安全で安心な使いやすい安価な水の供給を目指し、あらゆる観点から努力を重ねていると私は評価しております。これ以上の見直し及び計画があったのかお伺いしたいと思います。詳細については、特別委員会でお聞きしますけれども、水道料の未払い、いわゆる滞納世帯について、生活の基本である供給についての方針は持たれているのかどうか、それとその対応はどうなってきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 水道事業の効率化についてでございますが、これ以上の単独での効率化は非常に厳しいと考えております。

現在、近隣市町村を含めた協議会におきまして、合同で委託できる業務がないかの検討を行っている状況でございます。滞納世帯への供給方針につきましては、公平に水の供給を行っております。料金の徴収につきましても、同じように収納しておりますが、必要に応じ関係部局に連絡や相談をしているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） じゃあ、1点だけ確認。水道料については、今、答弁があったんですけど、以前は滞納が2カ月、3カ月、6カ月と及ぶ場合もあったんですけど、現在はそういうのはないと見てよろしいんですか。なかったと見てよろしいんですね。この決算の中では。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 滞納は実際はございます。基本的に2期分の納入がなかった方、当然、督促等は送っておりますが、そういう方につきましては、停水等の措置を行っております。電話連絡等で納入の約束とか分割納付相談等によって、確認がとれました方におきましては、開栓をしている状況でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 特別委員会の中で聞けばいいんですけども、先ほど申し上げたとおり、生活の基本である水なんです。やはり、これが何らかの理由で支払うことができないとなると、やはり、とめられると。これ生活の基本だからどうしてるのかなって、私ちょっと心配するんですけど、そういった件数っていうのが実際、平成27年度の決算の中では実際出てきたのかどうか、あるのかどうか。それに対して例えばずっととめたまんまでいるのか。それとも、やっぱり、ちゃんとお支払をいただいて給水ができたのか、それとも、そのまま知らんぷりしてどっかに行かれたのか、私、非常に気になるんです。だ

から、その辺のところはまた特別委員会でもっと突っ込んだ質疑をしますけど、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 詳しくは特別委員会で、また御説明いたしますが、停水等、約束をなかなか守ってくれない、延び延びに支払いがなっていると、そういう方も確かにございます。そのままどこかよその町に行かれたりとかいう場合もございます。町外徴収も当然やっておりますが、基本的に相談いただければ開栓を、水は必要でございますので開栓はやっているという状況でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。11時11分より再開いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

次に、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 提案されたことについては、簡単に説明されたんですけど、資料を読んで見ても環境性能と言われても、どこがどうなれば適用されるのか、また、住民は環境性能をクリアできている車を購入した場合、申請主義なのか、もしくは購入した会社からナンバー登録する際に既に申告対応ができていいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 軽自動車税の環境性能割についてお答えいたします。

環境性能割は、軽自動車を購入する際に課税されております現行の自動車取得税に変わり導入されるものでございます。税率につきましては、国土交通省の低排出ガス車認定基準に適合した車種、形式の軽自動車でございます。エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準の達成度に応じて、非課税から2%内で段階的に課税されるものでございます。

税率の区分としましては、乗用車の場合ですと電気自動車や燃料電池車等は非課税、ガソリン車、ハイブリッド車では、平成17年排出ガス基準75%達成車かつ燃費基準の達成度によって、段階的に区分されます。例を挙げますと、車両重量が950キロの軽自動車の乗用車で、ガソリン車の場合、四つ星マークのステッカーが貼られている車がございまして、そういった車は平成17年度排出ガス基準75%低減達成車でございまして、かつ燃費が1リットル当たり26.1キロ以上の軽自動車は非課税、燃費が1リットル当たり23.7キロ以上26.1キロ未満の車は取得価格の1%、同じく燃費が23.7キロ未満

の車は取得価格の2%が環境性能割の税率になります。こんな形で決められております。

次に、環境性能割の税の納付についてでございますが、納付は申告納付によるものでございます。現行の自動車取得税は県の収入証紙を申告書に貼付し、軽自動車検査協会の窓口へ提出する形で納税しております。軽自動車ディーラーや自動車販売店で購入する場合は、自動車代金と諸費用がございまして、諸費用の中に含まれていることがほとんどではないかと思われまます。

環境性能割につきましては、当分の間、県が賦課徴収することになりますので、現行の自動車取得税と同様の取り扱いになるものと考えられます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今、説明を受けましたけど、買うときには1リッターでどれぐらい走りますよって言われるじゃないですか。ところが企業のほうが、それをおかしくしてた場合、そういう基準に満たない場合ってというのは、私たち判断のしようがないじゃないですか。それを信頼して買う以外ないわけですよ。税ではできるかもしれないんですけど、その辺のところの国の基準というか、そういう通達ってというのはどういうふうな形で来たのかどうか、そこが知りたいんです。そうでないと、これ町だけで解決できる問題ではないわけです。こういった場合にはこうなるっていうマニュアルがある程度ないと、例えば、リッターで25キロ走りますよと。リッターで30キロ走りますよって言われても、実際走ってみたら、キロ数が大体わかります。何リッターでって、それに見合わない場合がありますでしょ、それは、だから確かにここの税条例との一部改正については全然関係がないんですけど、結局、そういうふうにした人はそういうふうにするわけですよ。

そうすると、税については、そういう優遇を受けたにしても、いろんなところ。だから、先ほど、ナンバー登録する際には書かれてるから、多分向こうからしてくるんだろうというふうにするんですが、住民の側から考えたときに、この条例の一部改正をすることによって、高鍋町の住民が一体どんな利点があるのかと。私はすぐそれを考えるんです。だから、例えば、あなたの車はこうですよ、買ったときにこういう基準になってますよって言ったときに、全部私、高鍋町が把握できるはずがないと、基本的に思うんです。説明のしようがない、だからここは適用されてるけど、どういうふうになっているのかっていうのは、内容自体は恐らくこれわからないんじゃないかなというふうにちょっと思ったんです。条例の改正を見たときに、これ上位法が変わるものだから、変えなきゃいけないなっていうのもあって、多分、一部改正の上程をされてるんだろうと、提案をされてるんだろうというふうには、私は思うんですけど、でも、やはり、もし、専門的なことを聞かれるような住民の方がおられたときに、どう答えられるのかなって非常に心配になるわけです。

いつも、私でもそうやけど、ほかの議員でも一緒だと思うんですが、直、住民と相対しているときに、こういう制度があるんですよって、うかつに言ってしまうと、全然わからないことを言ってしまうと、非常に私としてもいけないなというふうに思う部分があるものですから、ある程度、理解をして進まないといけないと思

う部分があるものですから、国の政策として、一体じゃあどこがどうなのかっていうことを、しっかりと明確に提案をしていただかないと、だから、私たちは、いや高鍋町で答えられる範囲はこうですよって、やっぱり、そこを明確化しておかないといけないんじゃないかなというふうにちょっと思ったので、丁寧に答えていただいたというのは、すごく理解できるんですが、それは県のほう、国のほうが対応することであって、恐らく高鍋町で対応できる状況はできないんじゃないかなというふうに、ちょっと思ったものですから、どうなんでしょうか。その辺のところをちょっと気になりますので、あと総務環境常任委員会で多分これは議論をされると思いますので、これが詳しくしっかりとわかれば私もいいんですけど。なかなか、読んだだけでは理解ができなかったものですから、こういう質疑になってしまいましたが、お許し願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 中村議員、今のは答える。

○12番（中村 末子君） 要りません。

○議長（永友 良和） いいですか。

○12番（中村 末子君） はい。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第47号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今回のゲリラ豪雨などで、岩手県では水害により施設入所者の死亡という痛ましい状況が出てまいりました。今回は18人未満、そして通所を加えてのデイサービスなどでも基準を設け、安全を確保されるということでもありますけど、これを見る限り災害時対応のマニュアル設置などは対象外なのかなと考えているんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 非常災害対策につきましては、本条例第59条の15において、非常災害に関する具体的計画、連絡体制の整備、事業者への周知、訓練実施について定めさせていただいております。

この具体的計画につきましては、どこまでを盛り込むかという細かい規定はいたしていませんが、災害発生時におきまして、的確な判断及び避難がなされるよう運営推進会議などで、情報提供、助言を行っていきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 確かに、59条の15ですかね、これについてあるのはあるんです。しかし、私が聞いているのは災害時対応のマニュアル設置、これを言い方悪いんですけど、義務化するかどうか。例えば、今度の場合、テレビで言われた報道でしか私も知り得ることができないんですけど、避難準備情報については出されたということなんです。大体、施設なり、そういった要援護者の施設については、避難準備情報において、もう避難を始めるというのが大体のマニュアルなんだそうです。

だから、そういうことから考えたときに、避難勧告、避難指示を出さなかったから、それが高鍋町の落ち度だとか、どこどこ町の落ち度だというふうになるってということも、災害時には本当に高鍋町はそれでなくてもそういう施設だけ対応しているわけではございません。

やはり、一般住民の皆さんから全て対応していくわけです。そういうことを考えたときには、やはり、そういう施設、施設についてはある程度のマニュアルを設置するんだということをごっかであらうたっておいたほうが、いいのじゃないかなというふうに思ったから、これは質疑をしていったわけです。これはまた特別委員会に多分かけられると思いますので、その中でも聞いていきますけど、この問題については、マニュアル設置。要するにマニュアルを設置して、例えば避難準備情報が出たら、もう避難させてくださいみたいなところをちゃんと盛り込んで、高鍋町に責任がないよと私言わせるつもりはないんです。

そうじゃなくて、ある程度、その施設なり、いろんなサービスを行っている事業者の皆さんがしっかりとマニュアル、頭の中に叩き込んでおいていただいて、その施設を利用される方が安全で安心してサービスを受けていただけるような状況っていうのをつくる必要があるんじゃないかと、ちょっと思ったものですから、その別途の規定でつくるのか、何かでつくるのかっていうのは私もちょっとわかりませんが、やっぱりそういうことの話し合いをしていくということが答弁でありましたけども、やはり、そこである程度文章化しておかないと、こちらの意向が伝わりにくいんじゃないかなというふうにちょっと思ったものですから、それが考えておられるかどうかと、対象外なのかどうかということ、ちょっとお聞きただけですので、対象外であるかどうかということをごきちんとしていただければいいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 大変申しわけないんですけど、今、健康保険課長がお答えしましたとおりで、特に問題ありませんし、この59条の15を読んでいただければ、非常災害時の関係機関の通報及び連絡体制を整備し、ちゃんと規定してあります。そのことをお答えしたとごでございますので、御了解お願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第49号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する、基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 5項目ぐらいありますので、ちょっとゆっくり読ましていただきたいと思います。

臨時対策債を含め、地方債補正について借入れ目的及び利息についてはどうか。

臨時対策債については、後年度国負担率は何%であるのかどうか。

ふるさと納税寄附金がありますけども、返礼品への費用及び町内効果はどこまで考えておられるのか。ふるさと納税管理に関しては、一旦、基金へ積み立てて使い方は後で考えるというやり方なんでしょうけど、家計簿と同じくプラスマイナスをはっきりするほうが望ましいと考えますが、そのやり方は難しいのかどうか考えておられないのかどうかお伺いします。

備品購入費が何箇所か上げられておるんですけども、年次的に対応できないのか。備品については、確かに当初の予算説明の中でも、金庫などを買うということがありましたけれども、それ以外にどういうものなのかということを知りたいと思います。随時、聞いているんですが、計画概要はできているんでしょうか。これは、寄附されたお金を学校教育予算にちょっとありますけれども、それについての備品についてお答えは省いていただいて結構でございます。

同じく、修繕関係についても、動かくなって慌ててこれを上げるのか、それとも年次的にメンテナンスなどをしっかりと行い財政計画を立て、使うときに不都合のないように、不具合がないようにするのか、方針はどうしているのかお伺いします。

ホームページの改修というのが出ているんですけど、具体的な流れはどうしていくのかと。また、改修して全国の方に見ていただけるアイデアがあるのかどうか。ふるさと納税につなげることのできるポイントがあるのか。連携して、何か効果をもたらすことのできるものなのか。もし、かわりばえのしない内容だったり、不具合が生じた場合のメンテナンス契約というのが、どうなっているのかお聞かせ願えればと思っております。

じんかい処理費が出ておるんですけども、不法投棄に関しての対策は今回予算ではないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課関係の質疑についてお答えをいたします。

まず、地方債補正に関する借入目的についてでございますが、臨時財政対策債は発行可

金額が確定したことに伴うものでございまして、そのほかは事業の増加等に伴い、地方債の限度額を変更するものでございます。利息につきましては、年間の利息変動等も踏まえ、年3.5%以内で設定しておりますが、実際の借入利率は借入時直近の貸付金利によって決定することとしております。

次に、臨時財政対策債の国の後年度負担率についてでございますが、臨時財政対策債は地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行されるものでございまして、その元利償還金は、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されますことから、理論上は国の負担率は100%ということになります。

次に、ふるさと納税返礼品の費用及び町内への効果についてでございますが、費用につきましては、今回の補正予算に計上しております、ふるさと納税管理システムの導入経費等が増額となることから、返礼品にかかる費用も総体的に増加することが見込まれます。

また、町内への効果につきましては、返礼品の提供事業者への聞き取りによりますと、自社商品に関する問い合わせや、メディア取材がふえたなど、販路の拡大や商品の広告宣伝等に効果があったと喜ばれております。

次に、ふるさと納税に使い方や基金への積み立てについての御質疑でございますが、現在は、ふるさと納税としていただいた寄附金は一旦ふるさとづくり基金に積み立てております。また、使途につきましては、当初予算の編成時に予算全体の財源を考慮しながら、寄附申し込みの際に寄附者が希望されたテーマに沿った事業に充当する方法をとっております。

これにより、寄附者の意向も反映でき、受け入れ額と充当額の履歴や累積額などについても、明確になることから、本町においては現時点では、ふるさと納税の管理として望ましい方法であると判断しているところでございます。

次に、修繕関係の方針についてでございますが、備品や施設等の管理につきましては、故障等により行政サービスに支障をきたすことがないように、また、安全対策上の観点から定期的にメンテナンスを行っております。そういうことによって、適正な管理に努めているところでございます。その上で老朽化等により修繕が必要となるものについては、当初予算や補正予算による予算措置を行っているところでございます。

次に、ホームページ改修委託についてでございますが、今回の改修は現在のホームページは知りたい情報がどこに掲載されているのかがわかりづらく、検索に手間がかかるという御意見をいただいておりますことから、情報のカテゴリーの見直しを行うなど、情報の整理を行うとともに、画面の大きさにかかわらず、表示の最適化を図り、見やすくかつ知りたい情報がどこに掲載されているのかを、より明確にすることを目的に行うものでございます。

また、今回の改修はふるさと納税に直接影響を及ぼすものではございません。なお、仮に今回の改修作業に起因するホームページ上の不具合が生じた場合についてでございますが、基本として、早急かつ無償で受託業者がその不具合の解消をすることとし、さらに町

に相当な損害が発生した場合は、その状況に応じた事故対応について、受託業者と協議する旨を規定する予定としております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 備品の関係でございますけど、これ政策推進課の関係も若干含まれますが、1件50万円以上の備品購入におきましては、中期財政計画に年次的に予算配分を行うということになっておりますが、通常の備品購入につきましては、基本的には当初予算に措置するものでございますが、今回の補正予算に計上しておる分につきましては、国県等からの補助の決定があったもの、それと緊急を有するというので、随時対応ということで、今回、補正に計上したものでございます。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（杉 英樹君） 今回のじんかい処理費につきましては、染ヶ岡の最終処分場にあります重機の修繕費、法定点検費等でございます。

不法投棄に関する予算ではありません。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） この質疑を起こすにあたって、例えば、臨時対策債とか地方債、これ金利は非常に気になったんです。というのは、今、マイナス金利、ゼロ金利政策というのがずっと国ではとっているんです。これがずっと進んで行ったらどうなるんだろうって、私も心配ではあるんですが、地方自治体の議員である以上、国がそういう政策をとれば、恐らくマイナス金利ということは逆に利息がいただけるわけです。

それぐらいの、今、非常事態なんです。日本の国自体がそういう状況なんです。国債も落ちてますし、やはり、そういうことから考えたときに、地方自治体だけが特化して、やはり高い金利を支払っていくってということが、非常にどうなのかなというのがありましたので、できれば、やっぱりゼロ金利に近い政策というのがありますので、これ金融機関と十分論議していただきたいなと思って、ちょっと提案をしたところなんです。

それから、ホームページの改修が出てるんですけど、これ、もし不具合が生じた場合というのには、早急かつ無償でということで、ちゃんと契約されるところとも話し合いをしてるということです、これは安心しました。

しかし、もう一つ私やっぱり、ホームページというのは、非常にいろんな提案があるわけです。私はこの総務環境常任委員会に属しているわけではありませんで、この問題でいろんなアイデアというのが出されてくるんじゃないかなと、私は期待をしていますけれども。例えば、私なんかはふるさと納税とは直結しないということ答弁がありましたけれども、例えば、高鍋町出身の方々が何か出てきて、そこをピッと押したら高鍋町出身の有名人じゃないけど、そういう方なんか、やっぱりちゃんと出て来ていただけたらとか、そういうところがあれば、あっ、俺はこの人と同級生よって。例えば、南九大を卒業された

方で、外国で庭の設計とかそういうことされてる方も多数いらっしゃると思います。

そういう方も含めて、高鍋町に何らかの縁のある方なんかでも、そこのところを何かある一定のところを検索するようになれば、出てくるということになれば、これもっといろんな形で高鍋町知っていただく。だから、ホームページそのものが高鍋町を知っていただくための、一つの機会ですので、その機会を大いに利用するという事は、これはチャンスをもにしていこうということだろうと思うんです。そういうことから考えて、これから改修にあわせて、できるだけ業者のほうとこういうことができないのかということも含めて、できれば相談をしていただきたいというのもあって、そういうことが可能なのかどうかということも、それは答弁をしていただけたら、ありがたいなというふうに思います。

それから、備品購入費の問題なんですが、備品購入費と修繕費というのは、私の考えの中では、やはり、ある程度、年次計画をしっかりと立てて、先ほど1件50万円以上の備品については、中期財政計画において、やっぱりちゃんとしているということなんですが、多分、高鍋町私一番びっくりしてるのは、耐用年数というのが、非常にそのとおりにじゃないっていうこと。だから、できるだけ使えるものは、長く使って、できるだけ修繕していきながらでも、長く使ってできるだけ費用を出していかないというやり方っていうのは、すごく商売をされている方の感覚というので、非常にいいんじゃないかと思う反面、途端に悪くなったときに、ぱっと出さなきゃいけないお金っていうのは、ある程度予測しておかないと、計画しておかないと、やっぱり地方自治体としてはまずいのかなと。

計画がない、無計画ではやっぱりいけないというふうに思ってますので、そういう計画が一体どういうふうにつくられているのかということも知りたいというのも一つあって、ここはお聞きした部分なんです。

だから、確かに、今、先ほど答弁はいいですよと言いましたけれども、寄附していただく方がいらっしゃって、毎年備品を購入するというか、だから教育予算も本来ならそこもそれだけ支出不いといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、本当にありがたいということに、寄附をしていただく方がいらして、毎年、これが計上できるというのはありがたいなと思うと同時に、やっぱり、これがなくなったとき、そういう方がいらっしゃらなくなったときに、じゃあ、高鍋町でその後どうしていくのかということになったときに、やっぱり、予算がなかなかとれないということになったらいけないなというふうな部分が、ちょっと私もありまして、ある程度、やっぱり年次計画なり何なりをしっかりとみんなに示していただければいいなという思いがあって、町長も任期2月26日まで精一杯頑張っていくとおっしゃってますので、そこ辺のところ支障がないように、できるだけ計画をしっかりと密に立てながら、次につないでいくということをや、やはり、町政は継続ですので、やっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと思いましたので、質疑を行いました。

だから、答えられる部分については答えていただいて、ここは答えられないという部分については、お答えはよろしいかと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） ホームページの改修についての御質疑がありましたけど、今回のホームページの改修につきましては、新規のページを構築する予定はございませんが、今、中村議員が提案されましたことも含めて、そればかりではないんですけど。理論的に万全なセキュリティ対策を講じることができる範囲内において、そのほかの件も含めて検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 先ほど議員が申されたとおり、備品等につきましては、耐用年数があるということですので、耐用年数どおり、そのとおり壊れますというようなものなら、当然、計画もせないかんでしょうし、修繕が可能なら修繕料ということで計画すべきと思いますが、経費の節減ということから考えれば、できるだけ長く使うというのが根本的な考えでありまして、そういう場合に対応できない場合にということで、予備費ということになります。先ほどのお話のとおりで。今回につきましても、予備費の補正をしておりまして、額がどうかというのはわかりませんが、例年ですが、700万円あればどうにかしのげるというと、ちょっと表現は悪いですけど、対応できるということ、予備費についても常に700万円ぐらいは確保して、そういう部分について対応していくという方針でございますので、備品等の考え方については、先ほどの考え方と御理解いただきたいと思っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。8番、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） ちょっと、多岐にわたりますので、すみません。中村議員と若干かぶる点もあるかもしれませんがすみません。

まず、12、13ページの教育寄附金100万円です。これ、たしか、この時期に補正予算で上がってきている記憶があるんですけども、同じ方の寄附金なのか、確認、お尋ねしたいと思います。

それから、私通告しておりませんので、若干大変申しわけないんですけど、18、19ページの役務費、ストレスチェック手数料、これどういうものを簡単に説明していただくとありがたいと思います。

それから、21ページのホームページの改修委託ということで、先ほど中村議員のほうから質疑がありましたけれども、私も全国のホームページをとときには、拝見させていただくんですけども、西都児湯では高鍋町は非常にいいホームページをつくっておられると思っております。

ただ、最近マンネリ化して見慣れたかなということで、いいタイミングでリニューアルしていただくということは、大変ありがたいなということで楽しみにしておりますので、ぜひ、いいホームページをつくっていただきたいと思っております。

いつごろこれは、新しいホームページが見られるのかを教えてくださいたいと思っております。

それから、43ページの非常備消防費消耗品38万3,000円上がってますけど、消防の何か消耗品、どういうものを購入予定なのかをお尋ねします。

それから、その下のほうに地域防災力向上補助金というものなんですけども、私なかなか熟知してないんですけど、どういう補助金なのか教えていただきたいと思います。

先ほど、教育寄附金が100万円ありましたけど、東西小中学校にどういうものに、いろいろ載ってますけど、簡単な詳細でいいんですけど、どういうものに使われるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、49ページの図書館費に報酬図書館嘱託員が上がっているんですけど、これ何か新しい企画があって、嘱託員を雇用される予定があるのか。それから、樹木剪定手数料28万円ってありますけど、どこか図書館が非常に見苦しい状態になっておるのかということ、どういう剪定なのかお尋ねいたします。

それから、53ページに体育施設費の中に備品購入の機械器具445万円、かなり金額が大きいと思うんですけども、どういう機械器具を購入される予定なのか。

それから、学校給食費の中に給食センターの修繕料が金額的には、そんなに高くはないんですけど、何らかの修繕が伴ってきたのか。

以上、文教関係、総務関係について質問をさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） まず、教育寄附金についてでございますが、先ほど、毎年、例年というふうにおっしゃられましたけど、お見込みのとおりで同一の方からいただいた100万円でございます。

それから、使い道なんですけども、詳細を申し上げますとちょっと時間があれなんですけど、例えば、東小学校のほうでは、黒板拭きのクリーナーだとか、教材用の直流電源装置、電子てんびん。西小学校が透明定規のセットとか、東中学校では木製の丸型椅子、それから大型コンパス等でございます。西中学校については、大判プリンターということになっております。

それから、給食センター費の修繕料についてでございますが、給食共同調理場のほうの蒸気配管におきます漏水の修繕料でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） ホームページの改修はいつまでにでき上がるかというようなことだったですね。今の段階では、はっきり、申し上げられませんが、3月までには今年度中には改修をしたいと考えております。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） まずストレスチェックの関係でございますけど、今年度から法的に義務づけされました関係上、職員分と言いますか、ストレスチェックの診断をしな

くちやいけなくました分なんですけど、それぞれシートを作成して、その結果とか全体的に高鍋町役場はどうですよというような分析まで含めていただく経費について、それを全てまとめた経費がこの予算でございます。

次に、消防の関係の消耗品になっておりますが、これにつきましては火災現場でちょっと今からあれなんですけど、ガラスの破片とか、いろいろ暗闇の中でも作業とかあります関係上、全部とは言えないんですけど、各個に3個ずつ、切れないように耐えるという手袋なんですけど、これを各部3個と幹部用ということと、あとヘッドライトも同じく3個ずつ、これ全部、団員ほどあったほどよろしいんでしょうけど、とりあえずそういうことで今回購入するというようにしております。

それと、防災力向上補助金ですけど、これにつきましては、それぞれの地区で自主防災組織の設置と言いますか、をつくってくださいということで、促進事業をしておりますが、その際に自主防災組織で使う防災資機材と言いますか、それを設立するときに、ある程度1個当たり40万円でございますけど、補助をしてそういう組織化を図るということにしておりまして、ことしにつきましては、今のところ3地区ですけど、萩原、坂本、堀之内が今年度中にそういう組織を立ち上げるということで、希望がありましたので、当初予算のほうで2地区分については計上しておりましたが、3地区となりました関係で今回40万円を追加して、3個分の120万円を確保したということでございます。

なお、これにつきましては、4分の1補助でこれ当初に上げておりませんでしたので、その3個分ということで、歳入のほうにつきましても、30万円計上させていただいております。

以上です。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 図書館の嘱託員の報酬ですけれども、これは人事異動に伴います嘱託員の雇用のための報酬でありまして、特に新しい事業のためのものではございません。

それから、図書館の樹木剪定ですけれども、敷地内の南側にクロガネモチの香木があるんですが、芽吹く時期になりますと、30センチから1メートルぐらいの枯れ枝が上から落ちてきまして、通行される方の安全性を考えまして、この際、上のほうの剪定ということで計上しております。

それと、総合運動公園費の備品購入費ですけれども、運動公園の草刈り機等に使う整備器具の購入費でして、現在、トラクターが1台あります。これは平成9年に購入したもので、もう20年近くたっております。故障等も大変多くなっております。スポーツランドみやぎきの補助を活用して、今回買い換えを計画しているものです。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第51号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） まだ、3月、組みかえかどうかちょっとわかりませんが、3月まで期間があるんですが、大丈夫だろうと思うんですが、よろしいんですか、組みかえ。

これは組みかえでしょう。前年度分の組みかえになるのかな、それだけ教えてください。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 平成27年度の決算が確定いたしまして、繰越金を歳入と上げるために負担金と歳入の予算の調整でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第54号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 基金総計及び今まで取り崩したことがあるのかどうか、その理由は何なのか、お答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 平成27年度末の基金残高でございますが、2億199万7,305円でございます。基金につきましては、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画期間中におきまして、年間2,000万円ずつ3年間で6,000万円を取り崩し、介護保険特別会計へ繰り入れることとしております。これにより、保険料の負担軽減が図られたものと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。認定第1号議案46号と議案第47号及び議案第50号の4件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任

委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号議案第46号と議案第47号及び議案第50号の4件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第45号及び認定第2号から認定第9号までの9件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号及び認定第2号から認定第9号までの9件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第45号と議案第49号及び議案第51号から議案第54号までの6件につきましては、失礼しました。議案第48号を45号と言ってしまいました。訂正いたします。

議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号と議案第49号及び議案第51号から議案第54号までの6件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。それぞれ、正副委員長の互選を行いますので、第3会議室にお集まりください。

午前11時55分休憩

.....

午前11時58分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。先ほどの特別会計等決算審査特別委員会、及び特別会計予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、それぞれ正副委員長の互選が行われましたので、結果について御報告いたします。

特別会計等決算審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、同副委員長に津曲牧子議員、特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、副委員長に津曲牧子議員がそれぞれ互選されました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時59分散会
